

# 気になる疑問にお答えします! 里親制度Q&A

## Q1 だれでも里親になれるの?

**A.** なりたいという方はだれでも希望できます。里親制度は子どもの福祉を目的としていますので、子どもを健やかに養育できるかどうかという観点から、里親になるための一定の要件があります。具体的には、研修(基礎・認定前)を受講していること、子どもへの虐待などの問題がないことなどです。

## Q2 里親と養子縁組はどう違うの?

**A.** 里親は法律上の親子関係は成立しておらず、一時的に家庭で養育を行うものです。一方、養子縁組は法律上も親子関係が成立し、一生家族として暮らすものです。養子縁組を希望する里親は、養子縁組が成立するまでの間、里親手当は支払われませんが、生活諸費は支払われます。家庭裁判所の決定により養子縁組が成立すると里親委託は解除されます。

## Q3 里親に認定されるにはどのくらい時間がかかるの?

**A.** 研修(基礎・認定前)を受講した上で、広島県社会福祉審議会の審査を経なければなりません。審議会開催回数が限られているため、申請の時期によっては半年以上かかることがあります。研修、審議会の開催時期についてはこども家庭センターでご確認ください。

## Q4 里親になったら、すぐに子どもと暮らせるの?

**A.** 里親認定・登録されても、すぐに子どもが委託されるというわけではありません。里親と子どもとの相性や受け入れ環境が整っているか、子どもの実親の意向なども確認しながら、こども家庭センターで委託が適当かどうかを判断して委託の決定が行われます。

## Q5 子どもの養育費はどうなるの?

**A.** 子どもが委託されると、里親手当のほか、子どもの生活費、教育費など、子どもの養育に必要な費用が支払われます。医療費についても別に支払われることとなります。(ただし、養子縁組希望里親及び親族里親には里親手当は支払われません。生活諸費は支払われます。)

### 【主な項目】

内容	対象	金額
里親手当	委託里親世帯	定額
一般生活費	委託児童全員	定額
教材費	委託児童のうち小学生・中学生	実費
部活動費	委託児童のうち中学生	実費
学習塾費	委託児童のうち中学生	実費
学校給食費	委託児童のうち小学生・中学生	実費
幼稚園費	委託児童のうち幼稚園就園児	実費
特別育成費	委託児童のうち高等学校在籍児童	定額

※単価は年度ごとに改定されます。

※このほかにも、見学旅行費など必要に応じて支払われるものがあります。また、子どもがけがをしたり、他人のものを壊したりしたときの賠償のため、里親賠償責任保険制度があります。(保険料は県が負担します。)

